

令和7年度 支援事業一覧

○個人向け支援○

	名 称	目的・内容	補助対象	担当課	頁
①	空き家家財道具等処分事業補助金	空き家を流通させることで、空き家の有効活用や定住促進を図るため、市内の空き家に残る家財道具等の処分費用を助成する。	空き家所有者	市民協働課	P41
②	定住促進奨励事業・子育て世代支援事業	市内に住宅を取得し定住する者に対し、ウッピー商品券を交付する。	市内に住宅を取得し、一定の要件を満たす個人	市民協働課	P41
③	結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用を支援する。	要件を満たす婚姻した世帯	市民協働課	P42
④	移住支援金交付事業	東京圏から宇陀市へ移住し、就業または起業した者に対する支援金の交付する。	要件を満たす東京圏からの移住世帯	市民協働課	P42
⑤	宇陀市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金	悪質電話による特殊詐欺の犯罪被害を未然に防止することを目的として、特殊詐欺等防止対策機器の購入及び設置に要する経費に対して補助金を交付する。	市内に居住する一定の要件を満たす個人	危機管理課 又は 各地域事務所	P43
⑥	高齢者運転免許自主返納促進事業	高齢者の運転による交通事故の防止を図ることを目的とし、運転免許証の自主返納者に対して商品券(ウッピー券)を支給する。	市内に居住する一定の要件を満たす個人	危機管理課	P43
⑦	宇陀市不法投棄防止施設設置事業補助金	国・県道及び市の管理する道路から不法に投棄される廃棄物により、公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じる恐れがある場合において、その被害を防止するため、不法投棄防止施設の設置に要する経費に対し補助を行う。	市内団体 個人	環境対策課	P44
⑧	家庭用生ごみ処理機及び処理容器設置費補助金	資源循環型のまちづくりを目指すため、家庭用生ごみ処理機、または処理容器購入費用の一部について、補助金を交付する。	市内に住所を有する方で、一定の要件を満たす個人	環境対策課	P44
⑨	スズメバチ駆除費補助金	スズメバチから市民生活の安全を図ることを目的として、スズメバチの営巣を駆除した費用の一部に対し、補助金を交付する。	市内に建物若しくは土地を所有、使用又は管理する個人	環境対策課	P45
⑩	電気自動車等普及促進事業(カーボンニュートラル推進事業)	市内の温室効果ガスの削減を目的に、電気自動車等の購入費用に対し商品券(ウッピー券)を支給する。	一定の要件を満たす市内に住所を有する個人または法人	環境対策課	P45

令和7年度 支援事業一覧

○個人向け支援○

	名 称	目的・内容	補助対象	担当課	頁
⑪	太陽光パネル設置補助事業(カーボンニュートラル推進事業)	住宅及び事業所に太陽光発電システムを設置された方に対し、ウッピー商品券を支給する。	一定の要件を満たす市内に住所を有する個人または市内で事業を営む事業者	環境対策課	P46
⑫	宇陀市高齢者軟骨伝導集音器購入費助成金事業	日常生活において、軟骨伝導集音器(イヤホン)による「聞こえ」が改善されることで、意思決定の促進など高齢者等の意欲向上が期待できるため、購入費を助成し、高齢者等がいきいきと活躍できる社会環境の実現をめざす。	市内在住の満65歳以上で市税に滞納がない個人 市内団体	介護福祉課	P46
⑬	高齢者带状疱疹予防接種事業	带状疱疹の発病及び重症化の防止を目的に予防接種を実施する。	市内に住所を有する65歳以上の方等	健康増進課	P47
⑭	宇陀市農地・農業用施設維持管理に伴う重機借上げ補助金	農地が自然災害(鳥獣害含む。)に起因して畦畔等が崩壊、若しくは崩壊する恐れがあり、復旧する場合の重機借上げ費用、また農業用施設の維持管理、補修、改良を実施する場合の重機借上げ費用について補助金を交付する。	自治会 農家組合 受益者	農林課	P47
⑮	有害鳥獣防除施設設置事業補助金	野生鳥獣による農林産物等への被害防止を図るため、鳥獣の侵入防止を目的とした防除施設の設置に要する経費を補助する。	市内で農業等を行っている者	農林課	P48
⑯	既存木造住宅耐震診断・改修等、ブロック塀等支援事業	地震発生時の建築物の被害軽減及び避難路の確保等のため、既存木造住宅の耐震診断・改修とブロック塀撤去に対し支援を行う。	昭和56年5月31日以前に着工された2階建以下の木造住宅の所有者、道路に面したブロック塀の所有者	まちづくり推進課	P48
⑰	住宅省エネ改修推進事業(カーボンニュートラル推進事業)	既存住宅の省エネ改修の促進および普及啓発を目的とし、省エネ改修工事に対し支援を行う。	2階建以下の既存木造住宅の所有者で、一定の要件を満たす者	まちづくり推進課	P49

① 空き家家財道具等処分事業補助金

1.趣旨・目的

空き家を流通させることで、空き家の有効活用や定住促進を図ることを目的とします。

2.事業概要

空き家内の残存家財道具等の処分に要する経費の一部を補助します。

3.対象者

- * 補助対象空き家の所有者またはその相続人
- * 市税等の滞納がない者
- * 空き家情報バンクへの登録または市内の宅地建物取引業者との媒介契約の締結予定者
- * 過去に当該補助金の交付を受けていない者
- * 宇陀市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日（ただし、予算の範囲内に限る。）

5.補助額

補助対象経費の2分の1（上限10万円、千円未満切り捨て）

6.問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話：0745-82-2130（IP：0745-88-9085）

② 定住促進奨励事業・子育て世代支援事業

1.趣旨・目的

市内経済の活性化と人口増加、定住促進、自治会の活性化を目的とします。

2.事業概要

市内に住宅を取得し定住する者に対し、ウッピー商品券を交付します。

3.対象者

- * 市外から転入し、住宅を取得した者
- * 宇陀市民で住宅を取得した者
- ※いずれも以下の要件を満たすこと
- * 取得した住宅が申請者名義であること（共有可）
- * 市税の滞納がないこと（転入者は前住所地での市町村税の滞納がないこと）
- * 住宅取得地域の自治会に加入していること

4.申請時期

住宅取得日（建物の所有権登記日）から1年以内

5.補助額

- * 基礎額
 - * 転入者：10万円分のウッピー商品券
 - * 宇陀市民：10万円分のウッピー商品券
- * 加算額（平成27年4月1日以降に住宅の所有権登記をした者で、申請時に18歳以下の子どもが同居する世帯）
 - * 子ども1人：5万円分
 - * 子ども2人：10万円分
 - * 子ども3人以上：20万円分

6.問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話：0745-82-2130（IP：0745-88-9085）

③ 結婚新生活支援補助金

1.趣旨・目的

婚姻に伴う新生活開始時の経済的負担軽減と、少子化対策および移住定住促進を目的とします。

2.事業概要

婚姻により新生活を始める夫婦に対し、住居費、引越費用、住宅リフォーム費の一部を補助します。

3.対象者

- * 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- * 夫婦の合計所得金額が500万円未満
- * 婚姻日において夫婦のいずれも39歳以下
- * 市税の滞納がないこと
- * 宇陀市内に住所を有すること
- * 申請日から5年以上、宇陀市に継続して居住する意思があること
- * 過去に夫婦の双方または一方が本補助金の交付を受けていないこと

4.申請時期

令和8年3月15日までに必要書類を添えて申請

5.補助額

- * 上限30万円
- * 夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円

6.問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)

④ 移住支援金交付事業

1.趣旨・目的

東京圏からの移住者に対する、就業または起業支援を通じた定住促進と地域活性化を目的とします。

2.事業概要

東京圏から宇陀市へ移住し、就業または起業した者に対して支援金を交付します。

3.対象者

- * 東京23区に在住または通勤していた者で、宇陀市に移住した者
- * 奈良県内での就業、専門人材としての就業、テレワークの実施、または起業を行った者
- * 暴力団関係者でないこと
- * 日本国籍または特定の在留資格を有する者
- * 市区町村税の滞納がないこと

4.申請時期

移住後3か月以上1年以内に申請

5.補助額

- * 単身者:60万円
- * 世帯:100万円
- * 18歳未満の世帯員を帯同する場合、1人につき100万円を加算

6.問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)

⑤ 宇陀市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金

1.趣旨・目的

特殊詐欺等防止対策機器（防犯電話等）の普及促進を図り、悪質電話による特殊詐欺の犯罪被害を未然に防止することを目的とします。

2.事業概要

特殊詐欺等防止対策機器の購入及び設置に要する経費について、補助を行います。

3.対象者

特殊詐欺等防止対策機器を購入及び設置する下記の要件を全て満たす個人
○宇陀市に居住し、かつ同一世帯に満65歳以上の世帯員が含まれていること。
○市税を滞納していないこと。
○暴力団等に該当しないこと。

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日（但し、予算の範囲内に限る。）

5.補助額

補助対象経費の1/2以内の額（上限額1万円）

6.問合せ先

総務部 危機管理課 電話：0745-82-1304（IP:0745-88-9070）
大字陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251（IP:0745-88-9114）
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521（IP:0745-88-9187）
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001（IP:0745-88-9181）

⑥ 高齢者運転免許自主返納促進事業

1.趣旨・目的

加齢等により自動車等の運転に不安のある高齢者に対し、運転免許証の自主返納を促進することにより、高齢者の運転による交通事故の防止を図ることを目的とします。

2.事業概要

運転免許証の自主返納者に対する支援として申請者に商品券（ウッピー券）により支援を行います。

3.対象者

下記の要件を全て満たす個人
○宇陀市に居住し、かつ申請を行う日において満65歳以上の者。
○令和5年4月1日以降に運転免許証を自主返納した者。
○市税を滞納していないこと。
○暴力団等に該当していないこと。

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日（但し、予算の範囲内に限る。）

5.補助額

1万円相当の商品券（ウッピー券）

6.問合せ先

総務部 危機管理課 電話：0745-82-1304（IP:0745-88-9070）

⑦ 宇陀市不法投棄防止施設設置事業補助金

1.趣旨・目的

国・県道及び市の管理する道路から不法に投棄される廃棄物により、公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じる恐れがある場合において、その被害を防止することを目的とします。

2.事業概要

不法投棄防止施設（防止柵・防止網等）の設置に対する補助を行います。

3.対象者

宇陀市内の土地に防護柵等を設置する者

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日（但し、前年度の9月末までにご相談下さい。）

5.補助額

設置に要する経費が1万円以上10万円以下でその1/2以内

6.問合せ先

市民環境部 環境対策課 電話:0745-82-2202 (IP:0745-88-9078)

⑧ 家庭用生ごみ処理機及び処理容器設置費補助金

1.趣旨・目的

資源循環型のまちづくりを目指すため、家庭用生ごみ処理機等を設置することで、家庭から出る水分量の多い生ごみを菜園等の肥料として再利用するなど効果的に処理し、誰もができるSDGsとして、ごみの減量化に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

2.事業概要

家庭用生ごみ処理機、または処理容器を設置し、ごみの減量化や再利用に取り組まれる方に対し、購入費用の一部を補助します。

3.対象者

下記の要件を全て満たす個人

①市内に住所を有し、かつ、市内において処理機等を設置される方。

②過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない方。

（※市税の滞納がないこと。）

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日（但し、予算がなくなり次第、終了）

5.補助額

消費税を除いた購入額の1/2（限度額は以下の通り）

○生ごみ処理機（電動式または手動式）・・・ 限度額1個まで 30,000円

○生ごみコンポスト容器 …………… 限度額1個につき3,000円

○EMボカシ容器 …………… 限度額1個につき2,000円

6.問合せ先

市民環境部 環境対策課 電話:0745-82-2202 (IP:0745-88-9078)

⑨ スズメバチ駆除費補助金

1.趣旨・目的

人に危険を及ぼす恐れのあるスズメバチから市民生活の安全を図り、よりよい環境づくりに寄与することを目的とします。

2.事業概要

スズメバチの営巣を駆除した費用の一部に対し、補助金を交付します。

3.対象者

市内に建物若しくは土地を所有、使用又は管理する者

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日

5.補助額

対象補助経費の2分の1の額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その額が10,000円を超えときは、10,000円を限度とする。

6.問合せ先

市民環境部 環境対策課

電話:0745-82-2202 (IP:0745-88-9078)

⑩ 電気自動車等普及促進事業(カーボンニュートラル推進事業)

1.趣旨・目的

二酸化炭素等の温室効果ガス削減と災害時等の電源確保を目的としています。

2.事業概要

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」といいます。)を購入された個人または法人にウッピー商品券を支給します。

3.対象者

次の要件を全て満たす車両を購入(4年以上のリース可)された、市内在住の市民または市内に法人登記のある法人(市税等の滞納がないこと)

○初年登録された日から起算して1年を超えない電気自動車等

○国が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付を受ける電気自動車等

○市内に駐車場を持つ電気自動車等

○災害時に避難所への給電のため、車両提供にご協力いただける方

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日

※先着順のため、期間内であっても予算がなくなり次第終了する場合があります。

5.補助額

5万円分の商品券(ウッピー商品券)※1台につき1回まで

6.問合せ先

市民環境部 環境対策課

電話:0745-82-2202 (IP:0745-88-9078)

⑪ 太陽光パネル設置補助事業 (カーボンニュートラル推進事業)

1.趣旨・目的

太陽光発電システム設置による二酸化炭素等の温室効果ガス削減を図ることを目的としています。

2.事業概要

住宅及び事業所に太陽光発電システムを設置された方に対し、ウッピー商品券を支給します。

3.対象者

- 市内にお住まいの方または市内で事業を営む事業者
- 太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満であるもの
- 市税等の滞納がないこと

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日

※先着順のため、期間内であっても予算がなくなり次第終了する場合があります。

5.補助額

5万円分の商品券(ウッピー商品券)※1住宅につき1回まで

6.問合せ先

市民環境部 環境対策課

電話:0745-82-2202 (IP:0745-88-9078)

⑫ 宇陀市高齢者軟骨伝導集音器購入費助成金事業

1.趣旨・目的

軟骨伝導集音器による「聞こえ」が改善されることで、意思決定の促進など高齢者等がいきいきと活躍できる社会環境の実現を目指します。

2.事業概要

宇陀市内の高齢者の耳の聞こえを保証し、認知症の予防につなげていくため、軟骨伝導集音器の購入に要する経費に対し、助成金を交付します。

3.対象者

1. 市内在住の満65歳以上で市税に滞納がない方
2. 市内に所在地を置き、聞き取りが困難な高齢者等が訪れる窓口業務を行う団体

4.申請時期

R7年4月～R8年3月末(予算がなくなり次第終了)

5.補助額

助成対象者1人(1団体)につき1回限りで、集音器1台分の助成対象経費額の1/2(上限10,000円)。ただし、付属品の購入経費、送料、修理費は除く。

6.問合せ先

健康福祉部 介護福祉課 電話:0745-82-3675 (IP:0745-88-9088)

⑬ 高齢者帯状疱疹予防接種事業

1.趣旨・目的

帯状疱疹の発病及び重症化を防止することを目的に予防接種費用の助成を実施します。

2.事業概要

乾燥弱毒性水痘ワクチン(1回接種)、乾燥組み換え帯状疱疹ワクチン(2回接種)のいずれかを選んでいただき費用の一部を助成する。

3.対象者

- ・65歳の者
- ・60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者
- ・65歳を超える方については、5年間の経過措置として、5歳年齢(70.75.80.85.90.95.100)に実施。令和7年度のみ100歳以上は全員対象とする。

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日

5.補助額

乾燥弱毒性水痘ワクチン(1回接種) ※自己負担金3,000円が必要
乾燥組み換え帯状疱疹ワクチン(2回接種) ※自己負担金7,000円×2回分が必要

6.問合せ先

健康福祉部 健康増進課 電話:0745-82-3692 (IP:0745-88-9087)

⑭ 宇陀市農地・農業用施設維持管理に伴う重機借上げ補助金

1.趣旨・目的

農地及び作業道や、用水路等の農業用施設の機能を適正に発揮し、農業経営の安定向上を図ることを目的とします。

2.事業概要

- ①農地が自然災害(鳥獣害含む。)に起因して畦畔等が崩壊、若しくは崩壊する恐れがある場合の重機借上げ費用を補助します。
- ②農業用施設の維持管理、補修、改良を実施する場合の重機借上げ費用を補助します。

3.対象者

- 農道、農業用排水路、ため池及び井堰の農業用施設で、受益戸数が2戸以上あるもの。
- 田及び畑で、すでに耕作若しくは耕作できる状態にあり、耕運等の維持管理を行っているもの。

4.申請時期

R7年4月1日～R8年3月31日

5.補助額

- 【農地】
借上げ費用の1/2以内で、40,000円を超えない範囲の額
- 【農業用施設】
借上げ費用の1/2以内で、150,000円を超えない範囲の額

6.問合せ先

農林商工部 農林課 電話:0745-82-3679 (IP:0745-88-9090)

⑮ 有害鳥獣防除施設事業補助金

1.趣旨・目的

野生鳥獣による農林産物等への被害防止を図ることを目的とします。

2.事業概要

野生鳥獣による農林産物等への被害防止を図るため、鳥獣の侵入防止を目的とした防除施設の設置に要する経費を補助します。

3.対象者

宇陀市内で農業等を行っている者

4.申請時期

4月から11月まで

5.補助額

400円/m以内(防護柵) 400円/m²以内(天井付き囲み柵)

6.問合せ先

農林商工部 農林課 電話:0745-82-3679 (IP:0745-88-9090)

⑯ 既存木造在宅耐震診断・改修等、ブロック塀等支援事業

1.趣旨・目的

大規模地震発生時に被害が大きくなると予想される既存木造住宅の安全性向上、地震の揺れによるブロック塀倒壊による被害等を防止することを目的とします。

2.事業概要

①既存木造住宅の耐震診断、②既存木造住宅の耐震改修補助、③ブロック塀等の撤去補助

3.対象者

①②昭和56年5月31日以前に着工された2階建以下の木造住宅(一戸建て、長屋、共同住宅)の所有者で、市税の滞納がない方、③道路に面したブロック塀の所有者で、市税の滞納がなく、自己及び同居の親族が暴力団との関係を有していない方

4.申請時期

令和7年6月2日～令和7年11月21日まで

5.補助額

①無料、②耐震改修に要した費用の23%(改修内容に応じて上限30～50万円)、③ブロック塀等の撤去に要する経費の1/2以内の額、または見付面積1m²につき1万円のうち、どちらか低い額(上限10万円)

6.問合せ先

建設部 まちづくり推進課 TEL0745-82-5624 (IP0745-88-9092)

⑰ 住宅省エネ改修推進事業（カーボンニュートラル推進事業）

1. 趣旨・目的

既存住宅の省エネ改修の促進および普及啓発を目的としています。

2. 事業概要

①耐震改修と併せて行う省エネ改修（上限額ZEH水準＝700千円、省エネ水準＝300千円）

②既存木造住宅の省エネ改修（上限額200千円）

3. 問合せ先

建設部 まちづくり推進課 TEL0745-82-5624 (IP0745-88-9092)

※申請時期など、詳しくはお問い合わせください。